

等を確認したところ、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有しないことが認められた。

センターは、研修補佐業務委託を適切に行われた。

(研修・開発センター)

(表5) 月例点検の状況 (事例)

(監査日 (平成26. 2. 5) 現在)

月例点検を行っている機器	機 器 名	
活性炭注入ポンプNo.1		(10月)
活性炭注入ポンプNo.2		(10月)
後PACポンプNo.3		(10月・11月)
後PACポンプNo.4		(10月・11月)
硫酸ポンプNo.3		(10月・11月)
中次亜注入ポンプNo.1		(10月・11月)
原水調整ゾンモニア注入ポンプNo.1		(10月・11月)
アルカリ注入ポンプNo.4		(10月)
原水調整アルカリ注入ポンプNo.1		(10月)
原水調整硫酸注入ポンプNo.2		(10月)
活性炭貯槽攪拌機		(12月)
アルカリ注入ポンプNo.3		(10月・11月)
硫酸ポンプNo.4		(10月・11月)
原水調整アルカリ注入ポンプNo.2		(10月・11月)
原水調整硫酸注入ポンプNo.1		(10月・11月)

1回又は2回しか月例点検を行っていない機器

(注) ()内は、点検を行った月である。

(表6) 実地監査において確認できなかった管機材等 (事例)

品名	規格等	数量	受託者の最終確認年月日
総操縦管製作材料キット		5	平成23. 7. 19
シャコワ力	100 (Pバーコ型)	4	平成23. 7. 19
切削研磨砥石	1箱10枚入り	15	平成23. 7. 19
オフセット型研削砥石		25	平成23. 7. 19
VCT (カーブ)	3C×2mm 耐油 丸 黒	40	平成23. 7. 25
I V線	1.6mm 赤色	60	平成23. 7. 25
VVF (カーブ)	2C×2.0mm 平 灰色	100	平成23. 7. 25
マイクロボード	2C×0.3mm 100mm 灰色	100	平成23. 7. 25
ジョイントボツタス		9	平成22. 8. 16
CD管用カッターノズ	ワンタッチ式CDC-16Y	10	平成23. 7. 26

下 水 道 局

1 指 摘 事 項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 管きよ維持補修工事について

局は、区部に7下水道事務所、23出張所 (各区に1カ所) を設置しており、下水道事務所は出張所業務の調整・指導・監督等を行い、出張所において下水道管路施設の維持管理業務を行っている。

施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きよ維持補修工事」契約 (契約期間：平成25. 4. 1～平成26. 3. 31、契約金額：27億5, 369万2, 200円、以下「本契約」という。) をA組合 (以下「組合」という。) と締結している。

この契約は、維持補修に必要な工程ごとに単価を定め、管路施設を緊急又は迅速に維持補修する必要が生じたときに、各下水道事務所が組合に対して履行通知書によって履行を指示 (以下指示) としての工事を「指示工事」という。) するものである。履行通知書を受けた組合は、速やかに組合員の中から施工会社を選任して工事を行い、工事後、各下水道事務所は、報告書、工事記録写真等によって、完了検査を行うとともに、各工種の数量を確定して工事代金を支払うこととなっている。

この契約の履行状況を西部第一下水道事務所において見たところ、以下のとおり適正でない状況が見受けられた。

ア 適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの

新宿出張所管内の指示工事第6号 (金額：14万4, 824円) の工事記録写真を見たところ、当該工事は平成25年2月25日 (平成24年度) に行われているものであった。

しかしながら、所は、本来平成24年度の指示工事として処理するべきところを見落として、平成25年度の指示工事として、履行を指示し代金を支払っており適正でない。

所は、適正な所属年度により工事代金を支払われない。
(西部第一下水道事務所)

イ 工事請負契約を適正に締結すべきもの

新宿出張所管内の指示工事第60号 (金額：49万6, 588円) は、取付管の補修工事を行った新宿出張所管内の指示工事第15号 (金額：63万7, 854円) に伴う路面復旧工事を施行したものである。

この路面復旧工事を行うに当たって、所は、路面仕様の同一性確保等の理由から組合に所属していない特定の業者に再発注することを前提として組合へ履行指示を行った。

所は、当該業者が組合に所属していないことから、当該業者と直接契約を締結すべきであるにもかかわらず、本契約により、組合へ施行を指示したことは適正でない。
所は、工事請負契約を適正に締結されたい。

(西部第一下水道事務所)

(重点監査事項)

(2) 業務実施状況に係るデータ入力の確認を適切に行うべきもの
施設管理部は、業務履歴検索システム(以下「システム」という。)により、管路破損に係る維持補修工事や故障処理作業における業務実施状況の情報をデータをデータベース化している。
このシステムは、下水道事務所が、各出張所の業務実施状況を確認・把握できるようにすることを目的としており、そのため、部は、出張所職員が行う巡視・点検や故障処理作業等の実施状況をシステムへデータ入力することを各出張所に求めている。

ところで、中部下水道事務所において、システムから出力された「故障処理及び直営作業台帳」を見たところ、作業完了となっている事例において、表1のとおり、記載内容が不十分であるため、出張所が行った処理内容が不明で、所がシステムによる出張所の業務実施状況の確認・把握を十分に行えない状況が認められた。

所は、業務実施状況について、各出張所に対しデータ入力を適切に行わせるとともに、出張所によるデータ入力の確認を適切に行われたい。

(中部下水道事務所)

(表1) システムで処理内容が確認できていない事例

所名	受付番号	受付年月日	受付内容	適切でない点
港出張所	9	平成25. 4. 3	改築を行うにあたり、台帳で確認はしたが現地調査も依頼された。	現地調査の結果について記載がない。
	14	平成25. 4. 3	私道内の排水設備を当該道路に面する敷地の住民が無断で使用していることに関する苦情。	備考欄に「平成23年度No.397 529関連」の記載があるのみで、具体的な処理内容の記載がない。
	1-1	平成25. 4. 8	空洞調査をしたら、下水本管の周りに空洞があり立会の依頼があった。	備考欄に「道路用雨水ますの取付管が破損して空洞になっていった。」と記載されているが、その後の処理内容の記載がない。
	1-2	平成25. 4. 15	臭気現場点検中に発見し、待機班外で調査依頼した。	調査依頼の結果について記載がない。
	1-5	平成25. 4. 3	樹に葉ばえが大量発生しており、害虫駆除を待機班外で依頼した。	害虫駆除の実施状況・結果についての記載がない。
千代田出張所	18	平成25. 4. 30	千代田区役所より落ち込み箇所を区土木事務所で掘削した結果空洞を確認した。	備考欄に「当局の取付管に破損があったため、維持補修で対応する予定。」と記載されているが、その後の処理内容の記載がない。
	19	平成25. 5. 2	人孔周り段差2か所解消故障処理千代田11号	処理内容の記載がない。

(重点監査事項)

(3) 流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行うべきもの
局は、流域下水道本部を設置し、多摩地域において、関連市町村が設置・管理している公共下水道からの下水を広域的に収集・処理するため、流域下水道幹線施設の維持管理等の流域下水道事業を行っている。

流域下水道本部技術部は、「流域下水道幹線保安作業」契約(契約金額：3, 892万5, 668円、契約期間：平成25. 4. 1～平成26. 3. 31)を、A組合(以下「組合」という。)と締結している。

この契約は、流域下水道幹線施設等の維持管理に必要な巡視・点検等の作業を行うもので、作業の種類ごとに単価を定めており、部が、流域下水道幹線施設等の維持管理の作業が必要となつたときに、作業内容を「指示書」により組合へ指示し、組合は、作業が終了した後、速やかに作業報告書、作業記録写真等を部へ提出するものとされている。

この契約について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 部は、平成25年5月17日付けの指示書10号において255か所の空気弁清掃点検作業(注1)を、同年6月17日付けの指示書11号において167か所の幹線人孔上部点検調査作業(注2)を指示している。

これらの指示に係る各作業報告書を見たところ、表2のとおり、各点検箇所が11か所重複していることが認められた。これについて、部は、指示書11号において、指示書10号の作業の際に臭気が認められた箇所を再確認するよう指示したものである。

しかしながら、指示書11号には臭気の再確認の指示が記載されておらず、また、指示書10号及び11号の各作業報告書にも臭気に関する報告がないなど、部が臭気について再確認の指示を行ったことを書類により確認できない。

イ 部は、平成25年8月22日付けの指示書17号において、人孔内コンクリート腐食調査等を行う幹線人孔内調査作業を12か所について指示しているが、表3のとおり、指示書と作業報告書の調査箇所が1か所相違があることが認められた。これについて、部は、口頭で調査箇所の修正指示を行ったとしているが、指示書の修正をしておらず、部が修正指示を行ったことを書類により確認できない。

このように、部は、組合に対する指示書において作業内容を明示していないため、契約が適切に履行されているか確認できない状況にあることは、適正でない。
部は、流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行われたい。

(流域下水道本部技術部)

(注1) 人孔(マンホール)の空気弁等の清掃点検作業で、人孔上部点検調査作業を含む。
(注2) 人孔上部の異常の有無についての点検調査

(表2) 幹線人孔上部点検調査作業の重複箇所

重 複 箇 所	点検調査日	
	人孔番号	指示書10号 指示書11号
北多摩一号東幹線	13-1	平成25.6.5 平成25.7.4
	13-2	平成25.6.5 平成25.7.4
	16-2	平成25.6.5 平成25.7.4
北多摩一号西幹線	18	平成25.6.5 平成25.7.3
	19	平成25.6.6 平成25.7.3
国分寺幹線	50-1	平成25.6.6 平成25.7.4
	52-1	平成25.6.6 平成25.7.4
出水川雨水幹線	4-1	平成25.6.5 平成25.7.1
	1-2	平成25.6.10 平成25.7.2
	2-2	平成25.6.10 平成25.7.2
	3-2	平成25.6.10 平成25.7.2
(11か所)		

(表3) 幹線人孔内調査作業における指示書と報告書の調査箇所の相違

幹 線 名	指 示 書	報 告 書
多摩川上流幹線	人孔番号 174	幹 線 名 多摩川上流幹線 人孔番号 175

(重点監査事項)

(4) 公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うべきもの

下水道法(昭和33年法律第79号)第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事を行う場合、その施工者は公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと(以下「承認工事」という。)となっている。

承認工事については「承認工事及び承認維持事務要綱」(平成7年4月1日付6下施管第465号)及び「工事しゅん工に伴う施設引継の事務処理要綱」(平成11年4月1日付東京都下水道局)に手続が定められており、施工者は承認工事の申請を行うこと、各下水道事務所長は申請のあった工事を承認し、施工後に申請者から施設を引き継がなければならないとされている。

また、公共下水道施設のうち、下水を公共下水道へ排出するために必要な公共ますの設置については、「公共ます設置事務処理要綱」(平成2年2月28日付元下施管第478号)に手続が定められている。

ところで、東部第二下水道事務所の公共ます設置の承認工事に係る申請から引継までの手続について見たところ、以下のとおり、監査日(平成26.1.31)現在、適切でない状況が見受けられた。

ア 承認工事第12602号(葛飾)のます工事について見たところ、以下の状況となっていた。

(ア) 申請者が提出した承認工事申請書に、提出年月日及び工事期間の記載がない。

(イ) 申請者が提出した引継書に、引継年月日及び工事完了日の立会年月日の記載がなく、引継立会者名及び押印もない。また、工事記録写真に、撮影年月日が記載されていない。

(ウ) 固定資産台帳へ設置数の登録がなされていない。

(エ) 下水道台帳へ公共ますの位置と種類の登録がなされていない。

イ 上記承認工事(第12602号(葛飾))以外の工事について確認したところ、表4のとおり、平成23年度分から監査日現在までに行われた承認工事による公共ますの設置数及び撤去数が固定資産台帳に登録されていない。

ウ 上記承認工事(第12602号(葛飾))以外の工事記録写真について確認したところ、表5の工事に係る工事記録写真には、撮影年月日が記載されていない。所は、公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行われた。

(東部第二下水道事務所)

(表4) 固定資産台帳に登録されていない公共ますの一覧

引継件数	平成23年度	平成24年度	平成25年度(注)
	101件	168件	49件
引継ます(設置数)	217個	398個	77個
引継ます(撤去数)	80個	69個	53個

(注) 平成25年度は監査日現在の件数である。

(表5) 適切でない工事記録写真の事例

承認工事番号	適切でない点
足立H25-1722号、江戸川13603号、同13604号、同13606号、同13618号、同13623号、同13635号、同13644号、同13651号、同13661号の計10件	工事記録写真に撮影年月日がない

(重点監査事項)

(5) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの

南部下水道事務所は、表6のとおり、管内の下水道施設の維持補修等を目的とした契約について、工事内容の変更に伴う契約変更を行っている。

ところで、工事請負契約締結後に工事内容・工期などを変更する場合は、東京都下水道局工事施行規程(昭和46年12月23日付下水道局管理規程第35号)及び建設部の作成した「工事変更マニュアル」により、工事変更の手続が定められている。

「工事変更マニュアル」では、所内で工事変更の必要性が認められた場合には、受注者へ変更内容等について書面で通知すること、また、工事変更内容を反映した契約変更の手続以前に、受注者が変更対象の工事に着工する場合には、受注者は書面にて申請を行い、所は承諾書を交付することが定められている。

しかしながら、表6の工事について見たところ、以下のとおり、「工事変更マニュアル」に定められた工事変更に係る事務手続が行われていないことが認められた。

ア 所は、受注者に対して、書面による変更内容等の通知を行わずに、工法や施工時間などの工事変更を行っている。

イ 契約変更手続以前の工事について、受注者からの申請及び所の承諾が書面により行われてい

ないにもかかわらず、受注者が変更対象の工事に着手している。
 所は、工事変更に係る事務手続を適正に行われたい。

(南部下水道事務所)

(表6) 契約の状況

契約件名	契約日 (工期)	契約金額 (当初)	指摘に係る 工事変更の内容	変更対象工事 の施工日	契約変更日
大田区仲六郷一丁目付近外管渠補修工事	平成25. 6. 6 ～ 平成25. 7. 10	41, 963, 250	取付管補修工 3か所 (変更前) 開削工法 (変更後)	平成25. 8. 6 及び 平成25. 8. 8	平成25. 10. 11
南部下水道事務所管内伏越人孔特殊清掃工その他	平成25. 8. 22 (平成25. 9. 27 ～ 平成25. 12. 24)	25, 200, 000	伏越人孔清掃工 4か所 (変更前) 深夜間施工 (変更後) 昼間施工	平成25. 12. 1 及び 平成25. 12. 16	平成25. 12. 17

(単位：円)

教 育 庁

1 指摘事項
(重点監査事項)

(歳入)

(1) 教職員の給与の過払い等について効果的な債権回収を行うよう指導を徹底すべきもの
 人事部は、教職員の給与の過払い等について、「学校職員給与返納事務処理手順(平成22年2月)」(以下「手順」という。)に則り、各学校が債権管理事務を行っていることから、各学校から提出される「過払い給与等債権管理台帳」などを基に、適切な債権管理を行うよう指導を行っている。

手順によると、各学校では、催告等を適切に行い、回収の可能性を速やかに判断するなどとして、効果的な債権回収を行うこととしている。

ところで、各学校から提出された「過払い給与等債権管理台帳」を基に、人事部における指導状況について見たところ、次のとおり(詳細は表1のとおり)、適切でない事例が認められた。

- ア 緑ヶ丘高等学校が、債務者Aの事案について、1年以上債権回収の取組を行っていない。
- イ 足立高等学校が、債務者Bの事案について、Bと連絡が取れなかったが、必要な所在調査を行わないまま、2年以上経過している。
- ウ 杉並区立富士見丘中学校が、債務者Cの事案について、1年以上債権回収の取組を行っていない。

部は、各学校に対し、滞納している債権を速やかに回収するため、催告等を効果的に行うよう指導を徹底していく必要がある。

部は、各学校に対して、効果的な債権回収を行うよう指導を徹底されたい。

(人事部)

(表1) 債権管理が適正でない事例

債務者	学校名	収入未済額	発生日	事 項
A	緑ヶ丘高等学校	161, 900円	平成17年度	一部返納：平成22年(時効中絶) 催告書送付日：平成24年12月3日 文書や電話による催告：学校は、催告書送付日から、監査日(平成26. 6. 2)まで、1年以上債権回収の取組を行っていない。
B	足立高等学校	24, 860円	平成22年度	催告書送付日：平成24年4月5日 文書や電話による催告：学校は、監査日(平成26. 6. 2)まで、文書を郵送しても返却され連絡が取れなかったが、必要な所在調査を行っていない。 その結果、催告書送付日から、2年以上債権回収の取組が行われなかった。
C	杉並区立富士見丘中学校	209, 678円	平成23年度 平成24年度	催告書送付日：平成25年1月29日 文書や電話による催告：催告書送付日から、監査日(平成26. 6. 2)まで、1年以上債権回収の取組を行っていない。

(歳出)

(2) 建物の外壁に係る定期的な診断について

教育庁は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、校舎等の建物の外壁の安全性について、定期的な診断を行っている。

診断を受託した専門業者は、調査の結果、建物の外壁に劣化や損傷があった場合、その危険度を、表2のとおり、一般財団法人日本建築防災協会が定めた区分に基づき報告している。ところで、以下のとおり、適切でない事項が認められた。

(表2) 一般財団法人日本建築防災協会が外壁調査において定めた危険度の区分

判定結果	補修の必要の度合い
危険度Ⅰ	補修が必要である。
危険度Ⅱ	第三者被害の可能性があり、補修が必要である。
危険度Ⅲ	第三者被害の可能性が高く、安全対策を行い、補修が必要である。
危険度Ⅳ	第三者被害の可能性が非常に高く、安全対策を行い、緊急に補修が必要である。

ア 建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知すべきもの

東部学校経営支援センターは、「平成25年度大江戸高等学校外7校施設点検業務委託契約」(契約期間：平成25.11.25～平成26.3.20、契約金額：648万9,000円、契約相手方：D)を締結し、各学校の外壁の定期的な診断の実施を委託している。

各学校は、センターからの連絡を受け、修繕が必要と判定された場所について、適宜修繕を行っている。修繕に準備期間を要する場合は、修繕を行うまでの間、歩行者等の安全確保のために応急の安全対策を行う必要がある。

ところで、調査結果について見たところ、墨田工業高等学校の建物について、表3のとおり、外壁が劣化した箇所があり第三者に被害を及ぼす可能性があるとして、「危険度Ⅱ」や「危険度Ⅲ」と判定されている。これらの建物は、外壁の近くを生徒等が通行しており、学校が安全対策を行う必要があった。

しかしながら、センターは、監査日(平成26.5.12)現在、学校に調査結果を連絡しておらず、その結果学校が安全対策を行っていない状況にあることは、適切でない。

センターは、修繕が必要な学校に対し、建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知されたい。(東部学校経営支援センター)

(表3) 「危険度Ⅱ」・「危険度Ⅲ」と判定された箇所がある建物

学校名	建物	構造/床面積	調査結果
墨田工業高等学校	特別教室・実習室棟 管理棟 実習室棟	RC構造/1,689㎡ RC構造/10,454㎡ RC構造/1,394㎡	要是正・危険度Ⅱ 要是正・危険度Ⅲ 要是正・危険度Ⅱ

イ 建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ速やかに補修を実施すべきもの

多摩教育事務所は、多摩教育センターの建物の管理を行っており、外壁の状況を調査するため、「外壁赤外線調査委託」契約(契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.7.17～平成25.10.31、契約相手方：E)を締結している。

ところで、調査結果について見たところ、建物西面において外壁タイルの浮が発生している部分の面積が大きく、西側は周辺の住民の通路となっているため、剥落した場合、第三者に被害が及ぶ恐れがあることから、タイルの剥離部分を除去し部分張替えを行うことが望ましいとして、「危険度Ⅱ」と判定されていた。

しかしながら、所は、監査日(平成26.4.25)現在、補修を行っておらず、また、歩行者の立入りを制限するなど応急の安全対策も講じていなかった。

所は、建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ、速やかに補修を実施されたい。(多摩教育事務所)

(その他)

(3) 都立学校公開講座の実費の管理を適正に行うべきもの

地域教育支援部は、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に関わった学校づくりを促進するため、「都立学校開放事業運営の手引(平成25年度版)」(以下「手引」という。)を定め、都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放することとしている。

各学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」を実施している。手引によれば、教材の購入費や傷害保険の掛金などの実費については、開講前に納付させることを原則としている。また、領収書等の保管とともに現金出納簿を作成し、公開講座に係る収支を管理し、剰余金が生じたときには、受講者に返金しなければならないとされている。

ところで、あきる野学園、府中けやきの森学園、品川特別支援学校及び港特別支援学校において、都立学校公開講座の実費の管理について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が認められた。

ア あきる野学園において、公開講座「あきる野カレッジ」について見たところ、監査日(平成26.5.16)現在、材料を購入した領収証や受講者から実費を徴収した領収証控えがなく、また、現金出納簿が作成されていなかった。

イ 府中けやきの森学園において、公開講座「朝日カレッジ」について見たところ、傷害保険の掛金を受講者から事前に徴収せずに担当職員が立て替えて支払っていた。また、受講者の一部からは現金を徴収せず、担当職員が自己負担していた。

ウ 品川特別支援学校において、公開講座「ポラントニア養成講座Ⅱ」について見たところ、監査日(平成26.5.26)現在、材料を購入した領収証が保管されていなかった。

エ 港特別支援学校において、公開講座「みなとかもめの会」について見たところ、監査日（平成26.5.27）現在、剰余金を受講者に返金せず、現金5万9,257円を保管していた。また、現金出納簿が作成されていなかった。

各学校は、都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行われた。

部は、平成25年の定例監査において、別の学校でも同様の指摘を受けていることから、各学校に対する指導を徹底されたい。

（あきる野学園）
（府中けやきの森学園）
（品川特別支援学校）
（港特別支援学校）
（地域教育支援部）

（4）長期欠席者の転・退学に係る指導内容を具体的に記載すべきもの

都立高等学校（以下「学校」という。）は、長期欠席者について、長期欠席により単位未履修となり、転・退学に至る事例が多いことから、転・退学の理由を把握し、その原因に応じた適切な指導・対策を行う必要がある。

転・退学に当たっては、生徒及び保護者が、転・退学願を校長宛てに提出し、担任が副申請書添えて、校長に提出する。副申請書は、生徒から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものである。校長は、転・退学願及び副申請書により、転・退学が適切であるかを判断し、転・退学を許可している。また、担任等から聞き取りしてきた内容を基に許可をしているとしている。

学校は、一旦生徒に入学を許可したことから、生徒に転・退学を許可するには、必要な指導・対策を適切かつ慎重に行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったことを確認しておくなければならない。

- したがって、転・退学に係る副申請書には、
- ① 単位未履修など転・退学に直接結びつく理由
 - ② ①の原因となった長期欠席に至った原因
 - ③ 学校が講じた指導や対策の内容
- について具体的に記載し、転・退学に至った原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようにしておく必要がある。

指導部においても、転・退学の状況を把握し、その予防に向けた対策を講じる必要があることから、「生徒の進路変更にかかわる指導及びその記録について（通知）」（平成22年3月31日付21教指高第564号）により、転・退学に至った原因や理由、指導内容を客観的に検証できるように、これらを記録するよう指導している。

ところで、町田（定時制）、日野、東大和南及び若葉総合高等学校において、長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申請書の記載内容について見たところ、表4のとおり、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容についての具体的な記載が不足している事例が複数あった。

これらのことから、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったと判断したことの検証ができないのは、適切でない。その結果、転・退学の妥当性が検証できない状況となっている。

各学校は、長期欠席者の転・退学に係る副申請書に指導内容を具体的に記録するよう徹底されたい。

（町田高等学校）
（日野高等学校）
（東大和南高等学校）
（若葉総合高等学校）
（指導部）

（表4）各学校における長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申請書の記載状況（単位：人）

区 分	転・退学者数	長期欠席の原因		学校の行った指導・対策	
		根本的原因の記載がない	実施実績の記載がない	指導内容の記載がない	指導内容の記載がない
町田高等学校（定時制）	7	6	4	4	2
日野高等学校	6	1	—	—	4
東大和南高等学校	3	—	—	—	3
若葉総合高等学校	9	7	4	4	5
合 計	25	14	8	8	14

選挙管理委員会事務局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 必要な許可を有する相手方と契約すべきもの

選挙管理委員会事務局では、都議会議員選挙及び参議院議員選挙の周知を目的として、表1の
とおり、のぼり旗の作成等に關する契約を締結している。

各契約の仕様書には、①のぼり旗を作成すること、②掲出用のポール及び土台と併せて、都の
各部署及び各区市町村の関連部署に納品すること、③一部の納品先においてはのぼり旗の設置を
すること、④選挙終了後に、事前に回収要望のあった納品先からのぼり旗、ポール及び土台を回
収し廃棄することが定められている。このうち④におけるのぼり旗等の回収・廃棄の状況は、表
2のとおりである。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に
よると、のぼり旗は一般廃棄物、ポール及び土台は産業廃棄物に該当することから、回収したの
ぼり旗等の廃棄を委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律
第137号)第6条の2第6項及び第12条第5項により、運搬については一般廃棄物収集運搬
業者及び産業廃棄物収集運搬業者に、処分については一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業
者に、それぞれ委託しなければならない。

しかしながら、表1の受託者は一般廃棄物収集運搬業者などの必要な許可を有しておらず、局が
必要な許可を有しない相手方と契約していることは適正でない。
局は、のぼり旗等の回収・廃棄に当たっては必要な許可を有する相手方と契約されたい。

(選挙管理委員会事務局)

(表1) のぼり旗の作成等にかかる契約の状況

件名	契約金額(円)	履行期限	受託者
平成25年6月23日執行東京都議会議員選挙周知用のぼり旗の作成及び取付・回収の委託	1,677,900	平成25.7.12	A
第23回参議院議員選挙周知用のぼり旗の作成及び配送・取付・回収の委託	837,900	選挙期日の19日後	B

(表2) のぼり旗等の回収・廃棄の状況

区分	のぼり旗大	のぼり旗小	ポール	土台
都議会議員選挙	52枚	170枚	92本	46個
参議院議員選挙	27枚	90枚	117本	40個
合計	79枚	260枚	209本	86個

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 一七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。